

全体・連結財務書類注記

1. 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産・・・・・・・・・・取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和 59 年度以前に取得したもの・・・・・・・・再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

イ 昭和 60 年度以降に取得したもの

取得原価が判明しているもの・・・・・・・・取得原価

取得原価が判明していないもの・・・・・・・・再調達原価

ただし、取得価額が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

② 無形固定資産・・・・・・・・・・取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和 59 年度以前に取得したもの・・・・・・・・再調達原価

(2) 法人等出資金の評価基準及び評価方法

① 市場価格のある有価証券

財務諸表作成基準日における時価により計上しています。

② 市場価格がなく時価を把握することが困難と認められる有価証券及びその他の出資金

取得原価により計上しています。

(3) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く。）

定額法によって行っている。

② 無形固定資産（リース資産を除く。）

定額法（ソフトウェアについては、見込利用期間に基づく定額法）によって行っている。）

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産（リース期間が 1 年以内のリース取引及びリース契約 1 件あたりのリース料総額が 300 万円以下のファイナンス・リース取引を除く。）は、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によって行っている。

(4) 引当金の計上基準

① 徴収不能引当金

過去5か年度の不納欠損実績率により徴収不能見込額を計上しています。

② 退職手当引当金

財務書類作成基準日において在職する職員が自己都合により退職するとした場合の退職手当要支給額を計上しています。

③ 賞与引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(5) リース取引の処理方法

ファイナンス・リース取引については、1件当たりの契約額が300万円以上であり、かつ契約終了後に所有権が移転する場合に限り、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

(6) 資金収支計算書における資金の範囲

地方自治法第235条の4第1項に規定する歳入歳出に属する現金及び出納整理期間における取引により発生する資金の受払いとしています。

(7) その他財務書類作成のための基本となる重大な事項

① 消費税及び地方消費税の会計処理

税込方式によっています。ただし、一部の連結対象団体（会計）においては、税抜方式によっています。

② 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が50万円（美術品は300万円）以上の場合に資産として計上しています。

ソフトウェアについても、原則として物品の取扱いに準じています。

③ 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、金額が60万円未満であるときに又は固定資産の取得価額等のおおむね10%未満相当額以下であるときに修繕費として処理しています。

2. 会計方針の変更等

- (1) 会計方針の変更
なし。
- (2) 表示方法の変更
なし。
- (3) 資金収支計算書における資金の範囲の変更
なし。

3. 重要な後発事象

- (1) 主要な業務の改廃
なし。
- (2) 組織・機構の大幅な変更
なし。
- (3) 地方財政制度の大幅な改正
なし。
- (4) その他重要な後発事象
なし。

4. 偶発債務

- (1) 係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けているもの
なし。
- (2) その他主要な偶発債務
なし。
- (3) 重大な災害等の発生
なし。

5. 追加情報

- (1) 対象範囲
 - 一般会計
 - 国民健康保険特別会計（地方公営事業会計）
 - 後期高齢者医療特別会計（地方公営事業会計）
 - 介護保険特別会計（地方公営事業会計）
 - 交通災害共済事業特別会計（地方公営事業会計）
 - 温泉供給特別会計（地方公営事業会計）
 - 水道事業会計（地方公営事業会計）
 - 工業用水道事業会計（地方公営事業会計）

病院事業会計（地方公営事業会計）

始良・伊佐地区介護保険組合（一部事務組合、比例連結）

鹿児島県後期高齢者医療広域連合（広域連合、比例連結）

霧島市土地開発公社（地方三公社、全部連結）

（一財）霧島市施設管理公社（第三セクター等、全部連結）

霧島神話の里公園（株）（第三セクター等、全部連結）

（社福）霧島市社会福祉協議会（第三セクター等、全部連結）

※下水道事業については、地方公営企業法の財務規定等適用に向けた作業期間中であることから連結の対象から除外しています。

（２） 出納経理期間及び会計年度末の計数について

地方自治法第 235 条の 5 の規定に基づき、出納整理期間を設けられている団体（会計）においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

出納整理期間を設けていない団体（会計）と出納整理期間を設けている団体（会計）との間で、出納整理期間に現金の受払い等があった場合は、現金の受払い等が終了したものとして調整しています。

（３） 表示単位未満の金額について

各項目の金額を表示単位で四捨五入しているため、合計等の金額が一致しない場合があります。